

はしま南部スポーツ村 規約

第1章 総 則

- 名称) 第1条 本クラブは、「はしま南部スポーツ村」という。
- 目的) 第2条 本クラブは、『スポーツ大好き輪・和・話!』のキャッチフレーズのもと小中学生に多くのスポーツを提供し、四町どこでも同じようにスポーツができる『スポーツボウダレスゾーン』の実現、さらには『地域スポーツ』をもっと身近にする使命を達成することにより、この地域に年代を越えた人の輪や地域コミュニケーション、そして健康や安全、安心で和やかな実感をもたらすものであり、南部四町の地域づくりに貢献するものである。
- 事業) 第3条 本クラブは前条の目的達成のために次の事業を行う。
- (1) のびのびスポーツ事業
 - (2) ふれあいスポーツ事業
 - (3) いきいきスポーツ事業
 - (4) その他クラブの目的達成のために
 - (5) 必要な事業

- 所在地) 第4条 本クラブは、その主たる事務局を羽島市中町城屋敷 318-1、下中コミュニティセンター内に置く。

第2章 会 員

- 会員区分と入会資格) 第5条 クラブの会員区分は以下のようにする。
- (1) 正会員(正会費を納め、クラブ運営に携わる者)
 - (2) 特別会員(指導者等、クラブ運営協力者)
 - (3) 一般会員(クラブ事業へ参加する者)
 - (4) 本クラブに入会する者は、本会の目的に賛同する者であること。また、
 - (6) 本会の定める諸規定を遵守する者であること。
- 入会) 第6条 本クラブに入会しようとする者は、所定の手続きに従い申し込む。なお、記載事項に変更が生じた場合は、すみやかに届け出なければならない。

- 会費) 第7条 会費は、本クラブが別に定める会費を納入するものとする。
- 会費とは次のものを言う。
- (1) 年会費
- 会費の不返還) 第8条 一度納入した会費は、理由のいかんを問わず返還しない。

- 参加料) 第9条 会員は本クラブの諸事業に参加するために、定められた参加料を支払うものとする。
- 会員資格の喪失) 第10条 本クラブの会員の資格は、退会、除名、死亡により喪失する。
- 会員が本クラブを退会する場合は、書面をもって会長に届け出るものとする。

- 除名) 第11条 本クラブの会員が第 5 条の要件を満たさないときは、理事会の決議を経て除名をすることができる。

第3章 役 員 と 組 織

- 役員) 第12条 役員は以下のものを言う。
- 会長、副会長、事務局長、理事(25名以内)、運営委員(30名以内)、監事とする。
- 第13条 本クラブ正会員の中から、次の役職を置く。
- 但し、クラブアドバイザー・副会長・運営委員・事務員・監事は正会員でなくても良い。
- (1) 会長 1 名
 - (2) 副会長 4 名
 - (3) 理事長 1 名
 - (4) プロジェクトマネージャー 1 名
 - (5) 事務局長 1 名
 - (6) 会計 1 名
 - (7) 監事 2 名
 - (8) クラブアドバイザー 若干名
 - (9) 事務員 若干名
- 任期) 第14条 役員の任期は 2 年とする。ただし再任は妨げないものとする。
- 任期の途中で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 役員は任期満了及び辞任等においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

- 顧問) 第15条 本クラブに顧問をおくことができる。
- (役員) 第16条 役員の任務は次のとおりとする。
- (1) 会長は、本クラブを総括代表する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐する。
 - (3) 理事長は、事務局長を補佐するとともに、会長の命を受け、理事を取りまとめ、各事業部の実務を統括する。
 - (4) 事務局長は、事務局を統括し、本クラブの各事業を支援する。
 - (5) プロジェクトマネージャーは、本クラブの目的達成のために必要な事業を企画提案し、その実現に向けて各事業部を支援する。
 - (6) 但し、兼務することができる。
 - (7) 理事は、本クラブの事業運営を担う。
 - (8) 運営委員は、本クラブの運営に協力をする。
 - (9) 会計は、本会の会計事務を処理する。但し、事務局長が兼務することができる。
 - (10) 監事は、業務の執行状況及び財産の状況を監査する。
 - (11) 役員は、会議に出席する責務を負う。但し欠席の場合は、委任状を提出する。

- (役員) 第17条 役員は以下のように選出する。
- (1) 会長は、理事会で推挙する。
 - (2) 副会長は、理事会で推挙する。
 - (3) 理事長は、理事会で互選する。
 - (4) 事務局長は、理事会で互選する。
 - (5) 会計は、理事会で互選する。
 - (6) プロジェクトマネージャーは、理事会で互選する。
 - (7) 監事は、自治会が選任する。

- (運営委員) 第18条 本会の運営委員は次の組織より選出する。
- 中島中学校区・桑原中学校区の各地区ミミ館長、各自治会代表、各小中学校長、各PTA会長、各中学校部活育成会長、各スポーツ少年団会長、各子ども会長、各学校開放運営委員代表、羽島学園担当者

第4章 会 議

- (クラブ運営にかかわる会議) 第19条 本クラブ運営に関する会議を以下に定める。
- (1) 部長会
 - (2) 理事会
 - (3) 事業部会
 - (4) クラブ指導者連絡会議
 - (5) 運営委員会
 - (6) 総会

- (職務) 第20条 部長会
- クラブ運営や事業についての企画、提案、調整の機能を有する。

- (理事会) 第21条 理事会は、監事以外の役員をもって構成し、必要に応じて理事長が招集し、クラブ事業の進捗状況の確認、評価と事業推進における共通理解を図る。
- (1) 総会に付議する事項
 - (2) 総会議決事項に関する事項
 - (3) 会費に関する事項
 - (4) 各事業部に関する事項
 - (5) その他クラブの運営に関する事項

- (理事会の成立) 第22条 本クラブの理事会は、理事の過半数の出席があれば開会できる。

- (理事会の議決) 第23条 本クラブの理事会の議決は、出席理事の過半数をもって行う。

- 第24条 事業部会
- 事業実施のための具体的計画立案や事業推進の方法について決定する。また、各部会の求めに応じてスポーツ指導者等を招集できる。

- (事業部) 第25条 次の事業部会を置く。
- (1) 総務部
 - (2) 指導者部
 - (3) スポーツ事業部
 - (4) スポーツレクリエーション事業部

- (構成) 第26条 クラブの円滑な事業運営のために、事業部会の構成は下記のとおりとする。
- (1) 各部会の部員は理事で構成する。
 - (2) 部会を統括するため、部長を置く。

- (3) 各部会は部長 1 名、副部長 1 名、広報担当 1 名、部員数名で構成する。
- (4) 部長は理事会で互選し、それぞれの部会を招する。

- (クラブ指導者連絡会議) 第27条 クラブ事業の円滑な運営を目的に、指導者相が情報の交流、指導力の向上、相互の協力図る。

- (運営委員会) 第28条 理事と運営委員により、クラブ諸事業推進や営について共通理解を図る。

- (運営委員会の成立) 第29条 本クラブの運営委員会は、役員の過半数の出により開会できる。

- (運営委員会の議決) 第30条 本クラブの運営委員会の議決は、出席者の過半数をもって行う。

第5章 総 会

- (総会) 第31条 総会は、次の各号の事項を決議及び承認する。
- (1) 規約の改正
 - (2) 事業計画及び収支予算に関する事項
 - (3) 事業報告及び収支決算に関する事項
 - (4) 役員及び監事の承認
 - (5) その他クラブの運営に関する事項

- (総会の要件と成立) 第32条 本クラブの総会は、一般会員の自由な出席と役員の 3 分の 2 以上の出席をもって開会す

- (総会の議決) 第33条 一般会員はクラブ運営に関して、質疑、要望権利を有する。一方役員は、説明責任を果たすことにより、議決及び承認は、出席役員過半数をもって行う。

第6章 会 計

- (財源及び収入) 第34条 本クラブの財源及び収入は、以下のものとす
- (1) 会費
 - (2) 事業
 - (3) 地域賛助金
 - (4) 国・県・市からの補助金並びに委託業務費
 - (5) その他
- (資金管理) 第35条 本クラブの資金は事務局が管理する。
- (会計年度) 第36条 本クラブの会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第7章 事 故 の 防 止 と 責 任

- (事故の防止と責任) 第37条 会員は本クラブの活動において、自己の責任行動するものとし、本クラブの諸規定及び設管理責任者並びにスタッフの指示に従うのとする。万が一、傷害や盗難等の事故が生じた場合、本クラブ及びスタッフに対し一切の損害賠償を請求しない。

- (保険の加入) 第38条 会員はスポーツ安全保険等に参加しなければならない。本クラブは、その活動中の傷害については、スポーツ安全保険等の対象範囲のみで対応するものとする。未加入者の動中の事故については、本クラブは一切の任を負わない。

第8章 附 則

- (規約の改正) 第39条 本規約の条項は、総会において改正することができる。

- (細則) 第40条 本規定に定めのない事項及び運営上必要と定める細則は、理事会の決議によって定める。
- 第41条 その他、会長の命により、緊急を要する議案については、理事及び関係役員の参加による議を開催し、決定できる。

- (附記) 本規約は平成 19 年 11 月 23 日より施行される。
- (任期の特例) 設立当時の役員の任期は、第 14 条の規定にかかわらず、通常総会までとし再任を妨げない。